

犬や猫の飼い方についてのお願い

近年、飼い犬・飼い猫の放し飼いや、フンの放置による苦情が増えています。飼い主としてのマナーを守り、正しく飼育しましょう。

●犬を飼っている方

- ・飼い犬には生涯一度の登録と毎年^の狂犬病予防注射が義務付けられています。動物病院などで予防接種をした場合は、必ず役場環境生活課まで届け出てください。
- ・犬を登録した際に交付される鑑札を首輪につけましょう。
- ・散歩に連れていくときは必ずリードを付け、フンは放置せずに必ず持ち帰りましょう。
- ・飼い犬が亡くなった時は役場環境生活課までご連絡ください。引っ越しをした時は転出先の役場まで届け出てください。



●猫を飼っている方

- ・猫を放し飼いにすると近所トラブルにつながる場合がありますので、室内で飼育しましょう。
- ・猫には名札付きの首輪などを付けて世話をしていることを明らかにしましょう。

●野良猫との接し方について

野良猫に餌付けをしないでください。野良猫に餌を与えている人は飼い主とみなされ、責任を問われる場合があります。

「かわいそうだから」と餌付けを続けると、結果として不幸な猫を増やすこととなります。飼い主としての責任が持てないのであれば、無責任な餌付けは行わないでください。

問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

美留和处理場

地下水の水質検査結果

美留和一般廃棄物処理場にて、有害項目の水質検査(第2回目)を実施しましたので、その結果をお知らせします。

地下水の上流・下流の両方を検査しましたが、いずれも法定基準値以内であり、異常はありませんでした。

水質検査は年に2回実施します。令和4年度については、今回で終了です。令和5年度についても、検査実施後に広報紙で結果をお知らせします。

問い合わせ先
役場環境生活課環境係
☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

水質検査結果のお知らせ

検査項目	単位	水質基準値	測定結果		備考
			上流	下流	
1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	重金属類 など
2 総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005未満	0.0005未満	
3 カドミウム	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	
4 鉛	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001	
5 六価クロム	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	
6 ヒ素	mg/L	0.01以下	0.002未満	0.002未満	
7 全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	
8 セレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	揮発性 有機 化合物
10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	
11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	
12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	
13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0004未満	0.0004未満	
14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.01未満	0.01未満	
15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	
16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.001未満	0.001未満	
17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満	
18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	
19 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	
20 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	
21 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	
22 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	農薬等
23 チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満	
24 シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	
25 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	
26 ダイオキシン類	pg-TEQ	1以下	0.10	0.55	

雪との付き合い方について

防災ワンポイントコーナー

冬冬番を迎え、雪の季節となりました。この記事を書いている1月上旬では、町内にそれほどの積雪はありませんが、北海道内全体では大雪が続いている地域もあります。気象庁によれば、大雪による被害には、次のようなものがあります。いくつかご存じですか？

- ①積雪害／積雪によって線路、道路、滑走路などが埋没したため引き起こされる交通の災害
- ②雪圧害／家屋、ビニールハウスなどの施設や樹木が雪圧によって損壊する災害
- ③雪崩害／山の斜面の雪が重力の作用により、肉眼で識別できる速さで崩落する雪崩によって発生する被害
- ④着雪害／電線などに降雪が付着し、重みなどで電線の切断・短絡や電柱などの傾斜・折損などを起こす災害
- ⑤その他／融雪による浸水、がけ崩れおよび地すべり、雪による見通し距離の障害、転倒、雪下ろしによる転落など

雪との付き合い方について、皆さんの安全のために、ぜひ守っていただきたいことが2つあります。

- ①暴風雪警報発表中は不要不急の外出はしないで「家ごもり」を心掛ける。
- ②除雪・排雪作業はできる限り、家族や近所の人との複数で行うようにする。



平成27年3月2日
吹き溜まりで屋根まで埋まってしまった川湯温泉の町営住宅



平成30年3月9日
融雪で摩周駅前前の通りが冠水

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

手続きをお忘れではありませんか？

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金



低所得の子育て世帯への給付金は2月末で受付が終了します！

- 支給対象者
 - ①令和4年3月31日時点で18歳未満(一部の方は20歳未満)の児童を養育する非課税世帯の父母など
 - ②令和4年1月1日以降に住民税非課税相当まで収入が急変した方などが対象となる場合があります。

※弟子屈町子育て世帯への物価高騰対策支援金(1万円)を給付された方は対象外です。

●支給額 対象児童1人あたり 一律6万円

●申請方法 詳細については役場健康こども課窓口までご連絡ください。

問い合わせ先／役場健康こども課こども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)